# 平成二十九年九月二十八日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令 （平成二十九年総務省・外務省令第一号）

平成二十九年九月二十八日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項に規定する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。